

基地局設置に関するFAQ

Q

アセットに5G基地局を設置するにあたり、従来の行政財産使用許可手続からの変更点はありますか。

使用料などの減免措置はありますか。

掲載されていないアセットへは設置できないのでしょうか。

一度に照会できるアセット数に上限はありますか。

複数の事業者が特定のアセットに重複して設置希望があった場合は、どのような流れになりますか。

既にワンストップ窓口の設置前に、基地局設置に係る調整が進んでいる場合はどうしたらよいですか？

A

基本的には従来と同様にアセットを管理している所管課に対し、行政財産使用許可手続が必要となります。

ただし、アセットの情報照会などをワンストップ窓口で一元的に受け付けることで、事業者とアセット所管課との調整を行い、効率的な5G基地局設置につなげます。

特段の措置はありません。

取り壊しが予定されている施設など、基地局設置が不適切なアセットもあるため、ワンストップ窓口にご相談ください。
なお、今後も公開できるアセットの情報は随時更新していく予定です。

10アセットを上限とします。照会后、基地局設置の可否がすべて判断された段階で次の照会を行うことができます。

効率化のため、アセットの現地調査などは一緒にご対応いただくようお願いいたします。

また、設置場所や電源などインフラに限りがあるため、シェアリングを推奨しています。

引き続き、アセット所管課と調整の上、進めていただいで構いません。事前相談にとどまる案件は、改めてワンストップ窓口において対応します。